

月刊西谷会計

平成29年4月号



【所長のDVDコレクションより～虎屋 黒川光朝氏～】

今回は、虎屋の16代当主の黒川光朝氏です。虎屋は日本最古の和菓子屋さんで、わかっているだけで450年の歴史があります。言い伝えでは歴史はもっと古く、奈良で創業し、平安遷都とともに京都に移り、明治維新とともに東京に移りました。このビデオでは、黒川氏が考える、長い間にわたって事業を行っている老舗の10の共通点をお話しています。

- ・一つの風格を持っている。おっとりしているように見えるが、自分の商売については信念、頑固さをもっている
- ・多角経営をしない。うなぎ屋はうなぎ屋、どじょう屋はどじょう屋。その一方で、次の時代にどうするか、バトンタッチするかは常に考えている。店の数を増やす、やり方を変えることは考えていても、儲かったから他の商売もやってみようとは考えない。
- ・無駄な出費を全くしない。余計なことには一銭も出さない。「おつきあいですから」といわれても断る。でも、世間にPRしなければいけない時は思い切ってやる
- ・金銭の貸借関係は厳しい。公私混同もしない。これは会社で払うお金か、自分の財布から出すお金をちゃんと区別する。
- ・無駄な出費につながるが、無理な付き合い、背伸びした付き合いはしない。付き合いはほどほどに抑える。
- ・一流の趣味を持っている。例えば、朝顔について何でも知っている、バラの栽培に詳しいなど。一流の域に達した趣味を持っている
- ・意外に養子が多い。息子の出来が悪い時は、娘婿をもらって新しい血を入れる。
- ・非常に先祖を大事にする。先祖代々の祭りを盛大にするしないは別として、必ずちゃんとやる。先祖が頑張ってくれたから今の自分があるという思いが深い
- ・遊びに対する哲学を持っている。遊びとは余裕があること
- ・店員さんを非常に大切にしている。主人だけがいくらがんばっても続くわけではないことを理解している。店員さんがいるから続くということがわかっている。



【今月の税務～印紙税～】

今月は印紙税のお話です。印紙税は元々、スペインからの独立戦争の戦費調達のために、オランダが17世紀に発明した税金でした。負担感が少なく、広く浅く徴収できることから、その後各国で普及するようになりました。

昨今では電子取引やそれに伴う電子文書の増加で、印紙を貼る必要のない契約様式も増えてきました。その存在意義や課税根拠が問われる印紙税ですが、平成17年の国会で、当時の小泉総理がその存在意義を答弁しています。曰く、「印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化し法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める文書課税である。」なのだそうです。要は、文書に基づいて経済が回る制度なり仕組みを国が作ったのだから、経済活動の一環で文書を作成するときは多少なりとも税金を納めなさいということなのでしょう。

現行法では、受取金額が5万円以上の領収書には収入印紙を貼る必要があります。今回は、TKCの情報誌「事務所ニュース」に沿って、印紙を貼る必要があるかどうかをQ&A方式で紹介します。

ケース1 「仮領収書」にも印紙を貼る必要があるのか。

営業マンが得意先で売掛金を集金した際に、受取りの証明として仮領収書を発行し、後日、正式な領収書に印紙を貼って郵送するような場合を想定しています。仮領収書であっても、5万円以上であれば、金銭の受取書に該当するため、印紙が必要となります。

ケース2 再発行した領収書にも、印紙は必要なのか。

再発行した領収書にも印紙を貼る必要があります。印紙税は文書に課税されますから、一つの取引であっても、課税文書が数通(数回)作成されれば、それぞれに印紙が必要となります。

ケース3 レシートに領収書は必要なのか。

金額が5万円以上であれば、印紙が必要となります。レジから発行されるレシートについても、一般に、売上代金の受取事実を証明する金銭の受領書に該当します。

ケース4 領収書と明細書を発行するときは両方に印紙が必要なのか。

飲食店などで、領収書の他に明細書としてレシートを希望する顧客に、領収書の他にレシートも渡すことがあります。この場合、それぞれが金銭の受取事実を証明する書類になるため、5万円以上だと領収書とレシートの両方に印紙が必要になってしまいます。この場合には、領収書だけに印紙を貼り、レシートの店名部分を切り取って、あくまで明細書として添付すると印紙を節約できます。

ケース5 Web上で発行する領収書に印紙は必要なのか。

印紙税は、紙の文書に課税されるため、Web上で電子発行された領収書には印紙税はかかりません。

ケース6 金銭以外の方法で代金の決済を受け、領収書を発行するときは印紙が必要なのか。

商品券や電子マネーで商品代金の支払いを受けた場合、金銭又は有価証券の受取書に該当しますので、印紙が必要です。一方、クレジットカード決済の場合は、信用取引による売買となるため、印紙は不要です。この場合、クレジットカードでの支払いであることを領収書に明記しておきます。

ケース7 会社が従業員に金銭を貸し付けた際、従業員の作成する受取書に印紙は必要なのか。

従業員は給与所得者であり、印紙税法上の「営業者」に当たらないため、従業員の作成する受取書は「営業に關しないもの」として、印紙は不要です。

※以下は「営業者」から除かれることとされています。

- ・医師、歯科医師、弁護士、公認会計士・税理士などの行為
- ・店舗などの設備がない農業、林業又は漁業を行っている者が自分の生産物を販売する行為
- ・公益社団法人、公益財団法人の行為
- ・一般社団法人、一般財団法人で定めにより利益の配当や分配ができないものの行為
- ・人格のない社団で非営利事業に関して作成する受領書
個人で、事業を離れた私的日常生活に関するもの



【所長の本棚より～ササる戦略～】

本日紹介するのは「ササる戦略」です。ダイドーブレンドコーヒー、ピノ、ミニストップのソフトクリーム、スーパーカブ、熱さまシート、丸岡製麺、グノシーなど、どのような視点でヒット商品が生まれたかの秘密を企業担当者とのヒアリングを通じて紹介しています。元ネタは月刊1000万PVを誇るITmediaが運営するオンラインビジネス誌の記事を集めたものです (<http://www.itmedia.co.jp/>)。

内容を一つ紹介すると、江崎グリコのセブンティーンアイスクリーム。サーティーワンアイスクリームではありません、自動販売機で売っているアイスクリームです。ショッピングセンターや駅、ボーリング場、公園で目にしたことのある方も多いのではないのでしょうか。17歳の女性をターゲットにしたから「セブンティーンアイス」というのだそうです。30年以上の長きにわたって売れ続けるロングセラー商品で、自動販売機の設置台数も全国で2万台に達しているのだとか。

江崎グリコの担当者曰く、このアイスは当初は自販機ではなく、普通のアイスと同じように小売店のショーケースで販売していたそうです。しかし、ケースの中にはたくさんのライバル商品が入っています。そこに割って入っていても他社製品に勝つことは難しい、これまでは別のスタイルで販売することはできないかと考えたそうです。試行錯誤の結果、「アイスが売っていない場所でアイスを買って見たらどうか」という結論に達し1985年に自動販売機だけで販売することになりました。若者向けということで、当時はボーリング場などレジャー施設に設置したそうです。今思えば画期的ですね。

飽きられないように、自動販売機のパネルは毎年変えているのだそうです。味についても年に4回は変更しています。とにかく見直し見直しをして飽きられないようにしているのだとか。当初はスティックタイプだけでしたが、コーンタイプ、モナカタイプも投入して商品のラインナップを増やしていったそうです。人と人の売り買いと違い、自動販売機は話すことができませんから、お客様の声をきくこともできません。商品と見た目だけでお客様の心を掴み続けるには、飽きないように常に売り場を変化させる必要があるという言葉は印象的でした。



【薬剤師 夏子の部屋～モノの整理の件～】

暑い、春になりました！でもなんだか肌寒い日が続いていますね。早くポカポカ陽気にならないかなーと願っている夏子です、こんにちは。

最近の私のブームは「物の整理」です。近頃は書店に行くと「ミニマリスト」の関連本が沢山置いてあり、一つのジャンルの様になっています。いつも立ち読みしては「はー、こうなりたいわあー。でも私の家でいらぬ物ってあるのかな～？」と悩んでしまうのです。「だってあの本だっていつか読むかもしれないし、洋服だって全部きれいだよ。タオルとかいくつあっても困らないもんね、ボックスティッシュはた～くさん積み上がってるのが好き！」

そんな風にいつもグズグズしていましたが、無理やりにも片付けスイッチを入れることにしました。

さっさと片付け始めれば良いものを、まずスイッチを入れるところから始めようとするところに「ミニマリスト」とは対極の性質が現れています。初めにいろんな人のブログを読んでみました。片付けのモチベーションを上げたり保ったりするのにブロガー達も色々頑張っています。今までに流行った本や考え方をお手本にしているようです。

「断捨離」の人、「ときめく片づけの魔法」の人、「捨て変態」の人、「ミニマリスト」の人…。

なるほど、なるほど。

結構な時間を費やしブログを読み続けました。

だんだん焦ってきました。私はネットサーフィンをしたいのではなくて、片付けをしたいんです！

心の叫びが大きくなってきました。(単にスマホを見てるのに飽きただけ)

いよいよ私も重い腰を上げました、とにかく今ある物の量を減らす事から片付けは始まるのです。でも私にとっては減らす事が最大の難関なのです。

師匠達は言っています、「衣類をまずやっつけろ、片付けは一気に、片付けは祭りだ。」と。

分かりました、理解しました、私も動き出しました。そこで、まずは綿棒と輪ゴムの片付けからです。

「あーあー、でも、でも、だって～。」



安心がここにある。
西谷俊広 税理士事務所

〒030-0821 青森市勝田二丁目6-18

TEL:017-774-2315 FAX:017-774-1765

西谷会計 青森市 検索